

相続・贈与税顧問 平成27年相続税対応版(Ver.H27.10)の予定

平成27年分の相続税の申告書に対応した「相続・贈与税顧問Ver.H27.10」のリリース予定について以下のとおりご連絡します。

このプログラムは、平成27年1月1日以降の相続税の申告に使用していただけます。
なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. 改正の内容について
3. システムの対応内容
4. バージョンアップ後の確認事項
5. フォルダーの構成

1. 発行プログラム

1-1. 発行プログラムとバージョンアップの対象

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続・贈与税顧問	Ver.H27.10	Ver.H26.10、H26.20、H26.2.e1、H26.30、H26.3.e1

- ・CD-ROMには、次の過去版セットアッププログラムも収録されています。
(プロダクトID不要)
相続・贈与税顧問 Ver.H22.22、Ver.H23.21、Ver.H24.20、Ver.H25.20、Ver.H26.30
- ・財産評価顧問 (Ver.H27.10) からのデータ連動 (相続税申告書) が可能です。
- ・平成26年版の案件データは、平成27年版の「旧バージョンデータ読込」で移行します。
- ・相続・贈与税顧問 Ver.H27.10 プログラムには、Ver.H26.30 と同じ平成26年分贈与税申告書作成機能がついています (メニューに「贈与税」を表示)。

1-2. リリース時期 (予定)

提供方法	送品・公開日時
CD 送品開始	2015年9月15日 (火) 予定
エプソン会計システム「マイページ」	2015年9月4日 (金) 9時予定

※保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

1-3. 相続・贈与税顧問 期限付きプロダクトID

Ver.H27.10 用の2週間限定プロダクトIDをご連絡します。

期限付きプロダクトID : 175717-046548-620587-580325

1-4. 相続・贈与税顧問 平成27年贈与税対応版について

別途平成28年1月末に、平成27年分贈与税申告書に対応した「相続・贈与税顧問 平成27年贈与税対応版」をリリースする予定です。

2. 改正の内容について

システムに係る改正の概要は次のとおりです。

2-1. 相続税 改正の内容

平成25年度税制改正による平成27年1月1日から施行される主な改正の内容は、次のとおりです。平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

■遺産に係る基礎控除額の引下げ（第2表）

遺産に係る基礎控除額が引き下げられました。

	改正前（平成26年以前）	改正後（平成27年以降）
定額控除額	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除額	1,000万円×法定相続人数	600万円×法定相続人数

【第2表（平成27年分以降用）】

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
④ (第1表) ⑤(A)	円 ,000	3,000万円 + (600万円 × ⑥の法定相続人の数)	⑦ 万円	⑧ (④-⑦)	円 ,000
⑤ (第3表) ⑥(A)	円 ,000	⑥の人数及び⑦の金額を第1表⑥へ転記します。		⑨ (⑧-⑦)	円 ,000

■相続税の税率構造の見直し

最高税率の引上げ（50%→55%）など、税率構造が6段階から8段階に変更されました。

各法定相続人の取得金額	改正前（平成26年以前）		改正後（平成27年以降）	
	税率	控除額	税率	控除額
～1,000万円以下	10%	—	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下			45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超～			55%	7,200万円

【第2表（平成27年分以降用）相続税の速算表】

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控 除 額	— 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

■未成年者控除額、障害者控除額の引上げ（第6表）

(1) 未成年者の控除額が引き上げられました。

	改正前（平成26年以前）	改正後（平成27年以降）
未成年者控除	20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円

【第6表（平成27年分以降用） 未成年者控除】

未成年者控除額 ②	10万円×(20歳—歳)	10万円×(20歳—歳)	10万円×(20歳—歳)	10万円×(20歳—歳)
	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円

(2) 障害者の控除額が引き上げられました。

		改正前（平成26年以前）	改正後（平成27年以降）
障害者控除	一般	85歳までの1年につき6万円	85歳までの1年につき10万円
	特別	85歳までの1年につき12万円	85歳までの1年につき20万円

【第6表（平成27年分以降用） 障害者控除】

		一 般 障 害 者		特 別 障 害 者	
障害者の氏名					
年 齢 (1年未満切捨て)	①	歳	歳	歳	歳
障害者控除額	②	10万円×(85歳—歳)	10万円×(85歳—歳)	20万円×(85歳—歳)	20万円×(85歳—歳)
		= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円

■小規模宅地等の特例の拡充（第11・11の2表の付表1（旧 第11・11の2表の付表2））

(1) 居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されました。

	改正前（平成26年以前）	改正後（平成27年以降）
特定居住用宅地等	240㎡（減額割合80%）	330㎡（減額割合80%）

(2) 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されました。

改正後（平成27年以降）		
貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合		
特定居住用宅地等	330㎡	合計730㎡まで適用可能
特定事業用等宅地等	400㎡	
貸付事業用宅地等について特例の適用を受ける場合		
特定居住用宅地等	330㎡×(200/330)	合計200㎡まで適用可能
特定事業用等宅地等	400㎡×(200/400)	
貸付事業用宅地等	200㎡	

【第11・11の2表の付表1（平成27年分以降用） 限度面積要件の判定】

○「限度面積要件」の判定
上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等	
小規模宅地等の種別	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
⑨ 減額割合	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{50}{100}$
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	[] ㎡	[] ㎡	[] ㎡	[] ㎡
⑪ イ 小規模宅地等のうちに④貸付事業用宅地等がない場合	[(①の⑩の面積)] ㎡ ≤ 330㎡	[(②の⑩及び③の⑩の面積の合計)] ㎡ ≤ 400㎡		
⑪ ロ 小規模宅地等のうちに④貸付事業用宅地等がある場合	[(①の⑩の面積)] ㎡ × $\frac{200}{330}$	[(②の⑩及び③の⑩の面積の合計)] ㎡ × $\frac{200}{400}$		+ [(④の⑩の面積)] ㎡ ≤ 200㎡

2-2. 非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度（事業承継税制）の見直し（第8の2表）

(1) 要件の緩和

- ・後継者の親族間承継要件の撤廃
非上場会社を運営していた被相続人の親族であることとする要件が撤廃され、親族外の後継者への相続であっても、適用対象とされました。
- ・雇用確保要件の緩和
常時使用従業員数が、「5年間毎年8割以上確保」から「5年間平均で8割以上確保」と緩和されました。

(2) 負担の軽減

- ・納税猶予税額の計算方法の見直し
被相続人の債務および葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から先に控除することとされました。

(3) 手続の簡素化

- ・雇用確保要件が満たされないために経済産業大臣の認定が取り消された場合において、納税猶予税額を納付しなければならないときは、延納または物納の適用を選択することができることとされました。
 - ・経済産業大臣による事前確認制度が廃止されました。
- など

2-3. 相続税の申告書等様式変更

平成27年分用様式変更された申告書等は、次のとおりです。

- ・ 右上欄外が（平成27年分以降用）に変更されました。
- ・ 一部、小規模宅地等に関する明細書の付表番号が変更になりました。

表番号	表名
第1表	相続税の申告書
第2表	相続税の総額の計算
第4表	相続税額の加算金額の計算書・暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
第8の2表	株式等納税猶予税額の計算書
第8の2表の付表1	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
第8の2表の付表2	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
第8の2表の付表3	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書
第11・11の2表の付表1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
（旧付表番号：第11・11の2表の付表2の1、第11・11の2表の付表2の2）	
第11・11の2表の付表1（続）	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（続）
第11・11の2表の付表1（別表）	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）
（旧付表番号：第11・11の2表の付表2の3）	
第11・11の2表の付表2	小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書
（旧付表番号：第11・11の2表の付表1）	
第11・11の2表の付表3	特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細
第11・11の2表の付表4	特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
第1表(修正申告用)	相続税の修正申告書
第3表・第8表2(修正申告用)	財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書
第8の2表(修正申告用)	株式等納税猶予税額の計算書
第11・11の2表の付表1（修正申告用）	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

【未対応の帳票について】

- (1) 次の新設帳票は、Ver.H27.1では未対応です。次回の平成27年贈与税対応版（Ver.H27.2）で対応する予定です。
- ・第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書付表（措置法第70条の2の3第10項第2号に規定する管理残額がある場合）（平成27年4月分以降用）
- (2) 次の帳票は、当システムでは未対応です。次回の平成27年贈与税対応版（Ver.H27.2）で「第8の3表 山林納税猶予税額の計算書」と同様に、計算結果のみ入力できるように対応する予定です。
- ・第8の4表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（平成26年10月分以降用）
 - ・第8の4表の付表 医療法人の持分の明細書・基金拋出型医療法人へ基金を拋出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書（平成26年10月分以降用）

《参考》国税庁のホームページ

相続税の申告書等の様式一覧（平成27年分以降用）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h27.htm>

相続税の申告のしかた（平成27年分用）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/shikata-sozoku2015/index.htm>

相続税の仕組みの分かりやすい解説「相続税のあらまし」・「相続税の申告要否の簡易判定シート」

<http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/souzoku-aramashi.htm>

3. システムの対応内容

3-1. 相続税の申告書

■帳票フォーム等の変更

平成27年分以降用の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

- ・遺産に係る基礎控除額の引下げ、相続税の速算表に対応。
- ・未成年者控除額、障害者控除額の引上げに対応。
- ・小規模宅地等についての課税価格の計算の限度面積の拡大に対応。

帳票の主な変更点は次のとおりです。

表番号	変更内容
第1表 第1表 修正申告書	・遺産に係る基礎控除額：金額欄0のプレプリントが6桁（0000000→000000）に変更 ・相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑩：転記元が「（第4表1⑥）」に変更
第2表	・②遺産に係る基礎控除額：「3,000万円＋（600万円×[(ロ)人]）」に変更 ・相続税の速算表の変更
第4表	1 相続税額の加算金額の計算書 ・上部の説明の変更 ・管理残額がある場合 加算の対象とならない相続税額（第4表の付表⑦の金額）⑤：項目追加 ・相続税額の加算金額⑥：（注）の変更

第 6 表	<p>1 未成年者控除</p> <ul style="list-style-type: none"> 未成年者控除額②：「10 万円×(20 歳―__歳)」に変更 <p>2 障害者控除</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般障害者 障害者控除額②：「10 万円×(85 歳―__歳)」に変更 特別障害者 障害者控除額②：「20 万円×(85 歳―__歳)」に変更
第 8 表	<p>2 農地等納税猶予税額</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額②：第 4 表 1⑤が第 4 表 1⑥に変更 相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額⑤：第 4 表 1⑤が第 4 表 1⑥に変更 下部の注記の変更
第 8 の 2 表 第 8 の 2 表 (修正申告用)	<p>1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ③この計算書の経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額 (この計算書の経営承継人の第 1 表の (①+②) (又は第 3 表の①欄) の金額) : 項目追加 ④控除未済債務額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は 0) : 項目追加 ⑧基礎控除額 (第 2 表の(ハ)欄の金額) : 金額欄 0 のプレプリント が 6 桁 (0,000,000→,000,000) に変更 (注) 1 の説明が変更
第 8 の 2 表の付表 1	<p>1 特例非上場株式等に係る会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無: 項目名の変更 <p>4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> 上部説明の変更
第 8 の 2 表の付表 2	<p>1 特例非上場株式等に係る会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無: 項目名の変更 <p>4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> 上部の説明の変更
第 8 の 2 表の付表 3	<p>1 特例相続非上場株式等に係る会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無: 項目名の変更 (注) 4 の説明の変更 <p>2 特例相続非上場株式等の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> (注) 5 の説明の変更
第 11・11 の 2 表の付表 1	<p>OCR用紙 上部欄外「FD3545」</p> <p>※ (旧) 第11・11の2表の付表2の1と (旧) 第11・11の2表の付表2の2が統合されたレイアウトに変更</p> <p>1 特例の適用にあたっての同意</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名欄の追加 <p>2 小規模宅地等の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> 「宅地等の番号」欄の削除 「小規模宅地等の種類」欄の追加 ①特例の適用を受ける取得者の氏名 (事業内容) : (事業内容) の追加 ⑥ ④のうち小規模宅地等 (④×⑤/③) の価額: 項目変更

	<p>○「限度面積要件」の判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①限度面積：「イ小規模宅地等のうちに[4]貸付事業用宅地等がない場合」、「ロ小規模宅地等のうちに[4]貸付事業用宅地等がある場合」に変更
第11・11の2表の付表1(続)	<p>OCR用紙 上部欄外「FD3546」</p> <p>※第11・11の2表の付表1に記載しきれない場合に使用する帳票</p>
第11・11の2表の付表1(別表)	<p>(旧) 第11・11の2表の付表2の3</p> <p>2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上部の説明(3)の変更
第11・11の2表の付表2	<p>(旧) 第11・11の2表の付表1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上部の説明の変更 <p>2 特例の適用を受ける財産の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)小規模宅地等の明細：「第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」のとおり」に変更 <p>3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算</p> <p>(1)小規模宅地等の特例の適用を受ける面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①限度面積：「200㎡又は400㎡」に変更 ・②特例の適用を受ける面積(裏面2参照)：項目名の変更 ・(注)の追加
第11・11の2表の付表3	<p>(注)4の説明の変更</p>
第11・11の2表の付表4	<p>3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価値の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(注)の説明の変更
第14表	<p>1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(注)の追加 <p>3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)の変更
第3表・第8表2(修正申告用)	<p>2 農地等納税猶予税額(第8表2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額②：第4表1⑤→第4表1⑥に変更 ・相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑤：第4表1⑤→第4表1⑥に変更 ・下部の注記の変更
第11・11の2表の付表1(修正申告用)	<p>(旧) 第11・11の2表の付表2の1・2の2(修正申告用)</p> <p>2 「限度面積要件」の判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B 限度面積：「イ小規模宅地等のうちに[4]貸付事業用宅地等がない場合」、「ロ小規模宅地等のうちに[4]貸付事業用宅地等がある場合」に変更 ・(注)の追加 <p>3 「⑤課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(注)2の説明の変更

3-2. 税理士署名押印欄の対応（税理士法改正に伴う対応）

平成 26 年度税理士法改正、補助税理士制度の見直し（平成 27 年 4 月 1 日施行）がなされたことに伴い、税理士情報の設定方法や税務書類の税理士署名押印欄の出力方法を変更します。今回は、相続税の次の帳票について対応します。

第 1 表 相続税の申告書、第 1 表 相続税の修正申告書、相続税延納申請書
 ※贈与税については、次回の平成 27 年贈与税対応版で対応する予定です。

■案件情報訂正 設定項目の対応

案件情報訂正の「税理士情報」タブに、「税理士登録区分」「直接受任」の設定項目を新規追加します。縦書きイメージに「会計事務所」を追加します。

■印刷情報登録 設定項目の対応

オプションからの「印刷情報登録」で第 1 表、修正申告第 1 表、延納申請書に「税理士事務所名」、「税理士登録区分」「税理士直接受任」を「印刷する／印刷しない」の設定を追加します。

■印刷 税理士欄印刷 設定項目の対応

プレビューからの「印刷」で、「税理士欄印刷」に「事務所名」、「税理士登録区分」、「直接受任」の設定を追加します。

■税務署用紙への印刷 設定項目の対応

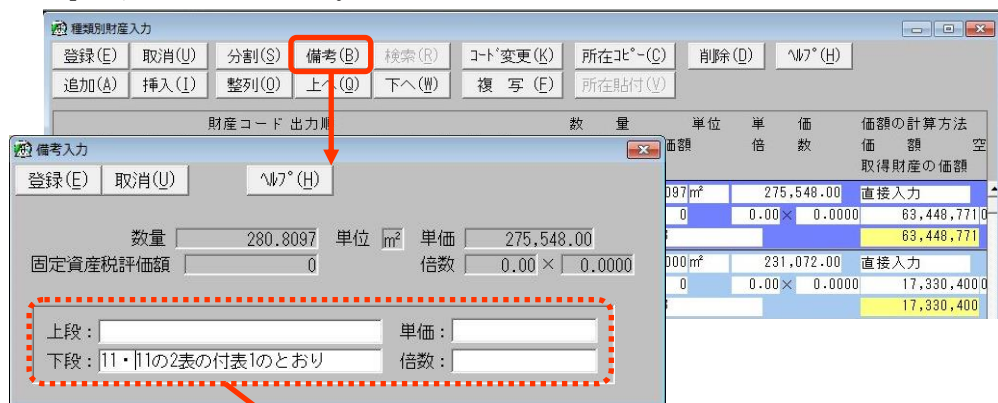
相続税 第 1 表の「税務署用紙への印刷」の「税理士欄印刷」に、「事務所名」、「税理士登録区分」、「直接受任」の設定を追加します。

4. バージョンアップ後の確認事項

Ver.27.10 にバージョンアップ後、Ver.H26 で作成したデータを継続使用する場合は、[旧バージョンデータ読込] で移行します。移行したデータは、次の設定を見直してください。

■種類別財産入力 備考入力の見直し

種類別財産（債務）入力の小規模宅地等の特例を適用する土地データの備考で、「11 の 11 の 2 表の付表 2 の 1 のとおり」などと入力している場合は、「11 の 11 の 2 表の付表 1 のとおり」に変更してください。



【第11表 印刷】

財 産 の 明 細						
種 類	細 目	利用区分、 路 柄 等	所 在 場 所 等	数 量	単 価	価 額
				固 定 資 産 税 評 価 額	倍 数	
土 地	宅 地	貸家建付地	東京都江東区△△ 1丁目2番3号	280.8097 m ²	275,548	円
						44,888,897

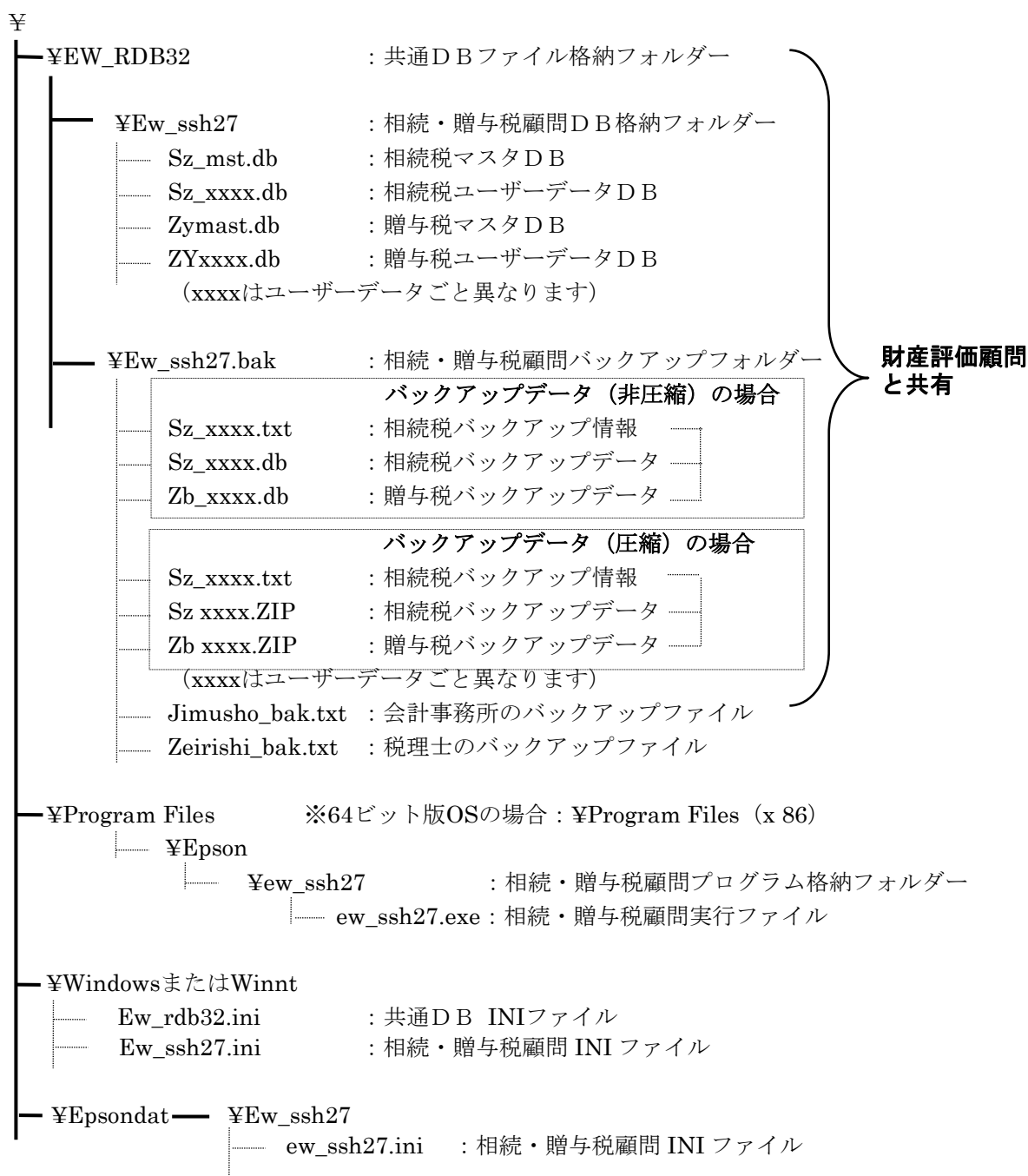
■第11・11の2表の付表1 入力内容の見直し

様式が、(旧)第11・11の2表の付表2の1、(旧)第11・11の2表の付表2の2、(旧)第11・11の2表の付表2の3から変更されました。

- ・移行されたデータを見直してください。
- ・新たに追加された「特例の適用にあたっての同意」欄で該当する相続人を選択してください。

5. フォルダーの構成

相続・贈与税顧問 Ver.H27.1 (平成27年版) のプログラムフォルダーは、次のとおりです。
Ver.H26.3 (平成26年版) のプログラムフォルダーと別フォルダーに登録されますので、同時登録が可能です。



以上、よろしくお願ひします。